

令和 7 年度千葉県地籍調査事業計画

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月 2 6 日付けで令和 7 年度千葉県地籍調査事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公表する。

調査を行う者の 名称	調査地域	調査期間
千葉市	千葉市美浜区真砂、幕張西、新港及び花見川区幕張町の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 9 月 3 0 日まで
市川市	市川市大町の一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
木更津市	木更津市中里一丁目の全部並びに中里及び江川の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
松戸市	松戸市松飛台及び串崎新田の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
東金市	東金市松之郷、滝沢、酒蔵及び三ヶ尻の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
勝浦市	勝浦市川津、沢倉及び鶴原の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
市原市	市原市五井、村上、玉前、廿五里、五井中央西1丁目、五井中央西2丁目、五井中央西3丁目、出津、平田、根田の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
君津市	君津市中島、上、大井、糠田の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
富津市	富津市西大和田及び千種新田の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
浦安市	浦安市東野三丁目及び今川四丁目並びに弁天二丁目・三丁目、東野一丁目、舞浜三丁目の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市坂戸市場の一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
印西市	印西市発作及び亀成の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
南房総市	南房総市千倉町北朝夷、千倉町南朝夷、千倉町平舘、千倉町忽戸、千倉町川口、千倉町平磯及び千倉町千田の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
香取市	香取市九美上、小見川、八日市場、佐原イ及び佐原口の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
山武市	山武市木原及び大木の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
いすみ市	いすみ市岬町和泉及び岬町江場土、岬町井沢、岬町三門及び日在の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
大網白里市	大網白里市四天木の一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
山武郡芝山町	山武郡芝山町岩山、大里、朝倉、大台、大台飛地、高田、宝馬、山田、牧野、菱田、香山新田及び飯櫃の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
長生郡睦沢町	長生郡睦沢町下之郷、大谷木及び北山田の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
長生郡長生村	長生郡長生村六ツ野飛地の全部の区域並びに水口、北水口、岩沼、本郷、宮成及び岩沼飛地の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
長生郡長南町	小生田、地引、関原及び千手堂の全部の区域並びに佐坪、坂本及び長南の各一部の区域	令和 8 年 2 月 1 7 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
夷隅郡大多喜町	夷隅郡大多喜町栗又及び大戸の各一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
安房郡鋸南町	安房郡鋸南町大字保田の一部の区域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで